

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程及び広島県病院事業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業組織規程及び広島県病院事業決裁規程の一部を改正する規程

(広島県病院事業組織規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業組織規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(内部組織) 第七条 (略)			
<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、県立病院課に担当課長(共通業務担当)を置く。</p> <p>別表(第九条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、県立病院課に担当課長(共通業務担当)を置く。</p> <p>別表(第九条関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>病院名</p> <p>県立広島病院</p> <p>局、部、課、係、科、センター及び室名</p> <p>事務局―脳心臓血管センター(略)</p> <p>消化器センター</p> <p>呼吸器センター―看護部</p> <p>総務課 (略)</p> <p>循環器内科、内視鏡内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科</p> <p>臨床検査科―看護部 (略)</p>	<p>病院名</p> <p>県立広島病院</p> <p>局、部、課、係、科、センター及び室名</p> <p>事務局―脳心臓血管センター(略)</p> <p>消化器センター</p> <p>呼吸器センター―看護部</p> <p>総務課 (略)</p> <p>循環器内科、消化器内科、一般内科、小児科、外科、整形外科、緩和ケア外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科</p> <p>臨床検査科―看護部 (略)</p>
附 則		附 則	
<p>職名</p> <p>医療技術専門員</p> <p>事務局長、科、医療技術部及び栄養室</p>	<p>職の置かれる組織</p> <p>科、医療技術部及び栄養室</p>	<p>職務</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>(略)</p>

(広島県病院事業決裁規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業決裁規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (定義) (略)</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 担当課長 組織規程附則第二項に規定する担当課長(共通業務担当)をいう。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>(事務部長、課長等の専決事項)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 担当課長は、その所掌に属する事務のうち、前項の規定により、課長限りで専決することができる事項について専決することができる。</p> <p>4 参事は、課長の専決事項のうち、課長が管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第二条 (定義) (略)</p> <p>一五 (略)</p> <p>六 担当監 組織規程附則第二項に規定する共通業務担当監をいう。</p> <p>七・八 (略)</p> <p>(事務部長、課長等の専決事項)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 担当監及び参事は、課長の専決事項のうち、課長が管理者の承認を得て指定するものについて専決することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。